

国立大学法人山口大学役員報酬の臨時特例に関する規則

平成24年5月29日規則第122号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学役員報酬決定規則（平成16年規則第52号。以下「報酬決定規則」という。）の臨時特例を定める。

(報酬決定規則の特例)

第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤の役員に対する俸給月額を支給に当たっては、当該役員の俸給月額から、当該役員の俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、報酬決定規則第6条の規定の適用については、同条中「職員給与決定規則第19条の2に規定する職員の広域異動手当」とあるのは、「国立大学法人山口大学職員給与の臨時特例に関する規則（平成24年規則第123号）第2条第2項の規定により減額して支給される職員給与決定規則第19条の2に規定する職員の広域異動手当」とする。

3 特例期間においては、報酬決定規則に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(2) 地域手当相当額 当該役員の俸給月額に対する地域手当相当額の月額に100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間においては、報酬決定規則第8条の規定の適用については、同条中「第3条に規定する常勤の役員の俸給月額」とあるのは、「国立大学法人山口大学役員報酬の臨時特例に関する規則（平成24年規則第122号）第2条第1項の規定により減額して支給される常勤の役員の俸給月額」とする。

(端数計算)

第3条 この規則により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行し、第2条第1項から第3項まで及び第3条の規定は、平成24年4月1日から適用する。